

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 参照条文

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	（抄）	1
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）	（抄）	2
○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）	（抄）	3

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（総括審議官、技術総括審議官、建設流通政策審議官、物流審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、政策評価審議官、審議官及び技術審議官）
第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、建設流通政策審議官一人、物流審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、政策評価審議官一人、審議官十九人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び技術審議官四人を置く。

257（略）

8 審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
9（略）

（参事官及び技術参事官）

第二十一条 大臣官房に、参事官十七人及び技術参事官二人を置く。

2 大臣官房に置く参事官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。
3（略）

（企画課の所掌事務）

第七十三条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（政策統括官並びに地価調査課及び不動産市場整備課の所掌に属するものを除く。）。

三5（略）

（不動産市場整備課の所掌事務）

第七十八条 不動産市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 土地に関する情報の収集、分析及び提供に関すること（地価調査課の所掌に属するものを除く。）。

（地方運輸局の内部組織）

第二百十三条（略）

2（略）

3 地方運輸局に、次の八部を置く。

- 総務部
 - 企画観光部
 - 交通環境部
 - 鉄道部
 - 自動車交通部
 - 自動車技術安全部
 - 海事振興部
 - 海上安全環境部
- 4～6 (略)

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条 (略)

2～4 (略)

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8 (略)

（内部部局の職）

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5 (略)

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（地方運輸局）

第三十五条（略）

2（略）

3 地方運輸局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。